

(案)

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により
大阪府行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により大阪府行政不服審査会への諮問を要しない審査請求は、次のとおりとする。

生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）が令和元年厚生労働省告示第66号により改正されたことを契機に行われた生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に対する審査請求であって、当該基準の改正内容に対する不服（併せて理由提示の不備の不服をいうものを含む。）を審査請求の理由とするもので、先例となる答申が存在し、調査審議しても先例と同様の答申がなされることが明らかであると認められるもの

先例となる答申

諮問番号 答申番号	答申日
令和2年度諮問第30号 令和2年度答申第35号	令和3年3月8日

※本件は、大阪府のホームページに掲載する。